

介護職員派遣制度に協力の登録を頂いた事業所の状況（8月3日現在）

95事業所 178人の登録をいただきました。

1. 圏域別協力事業所数

圏域	事業所数
松江	22
雲南	8
出雲	25
県央	19
浜田	13
益田	7
隠岐	1
総計	95

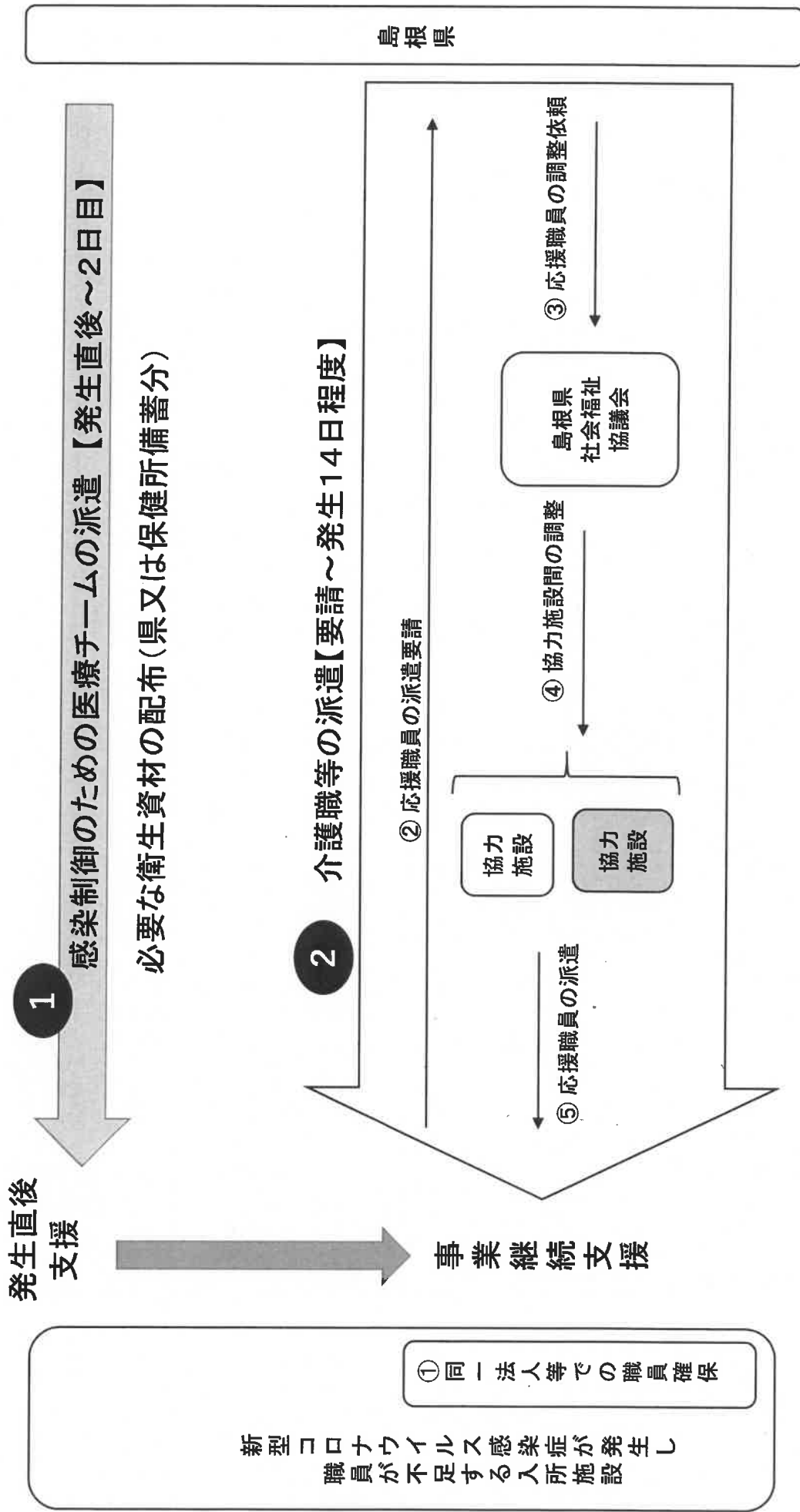
2. 派遣職員総数

178人

3. 職種別派遣可能人数

職種	派遣可能人数（人）
介護職員・生活相談員	144
介護支援専門員	4
医師・看護師・リハ職	22
調理員・栄養士	8
事務職員	4

介護職員派遣制度の流れ



介護職員等の派遣について
～ 応募いただく施設、職員の方へ ～

1 制度について

高齢者施設（入所系）において、新型コロナウイルス感染症の発生により、介護サービスの提供継続が困難となった場合、要請に応じて該当施設（以下派遣先施設）に他施設（以下派遣元施設）から介護職員等（介護職員、生活相談員、看護師、調理員等）を派遣する制度です。

派遣が可能と考える施設は事前に県に登録いただき、派遣が必要となった場合に派遣調整をさせていただきます。

2 派遣される職員の業務内容等

新型コロナウイルス感染症への感染リスクが低い場所で、同ウイルスの感染が確認されていない利用者に対する介護の提供を基本とします。

▶ 派遣施設

① クラスターが発生した施設

② クラスター発生により同法人内で職員調整をした結果、職員体制が脆弱となった該当法人内の入所施設

※圏域外への派遣もあります。

▶ 派遣の期間

4日間を基本とし、状況に応じて相談します。

▶ 派遣職員等の業務

- ・原則として、感染者や濃厚接触者等がいる場所とは別のエリアで業務します。
- ・ただし、派遣先の職員の大半が感染してしまった場合等、やむを得ない場合は感染者や濃厚接触者がいる場所で介護を行う場合もあります。その場合は、事前に派遣元施設、派遣職員と話し合い、合意の上で実施します。

3 派遣に当たっての対策等

派遣先施設で安心して介護サービスが提供できるよう、下記の対策を講じます。

① 派遣先施設には感染防止や、患者支援のために、医療職等の派遣を行います。

② 感染制御のための学習の機会を設けます。

○ 発生前：合同研修会を開催します。

【8月6日午後 於朱鷺会館 詳細は別途お知らせします】

○ 派遣時：業務開始前に確認の機会を設けます。

③ 必要な衛生材料（マスク、手袋、ゴーグル、ガウン等）は不足がないように県

が供給します。

- ④ 派遣によって必要となる経費は公費で負担します。
(割増の賃金、手当、交通費や宿泊費(派遣時及び派遣後)、損害保険に加入するための保険料等)
- ⑤ 派遣により、派遣元施設で人員の基準が満たされない等の状況が生じた場合、「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日厚生労働省事務連絡)等により、介護報酬、人員等の基準について柔軟な取扱いが可能となります。
- ⑥ 派遣元施設が補充のために雇い入れた職員の人件費、業務分担により生じた他の職員の超過勤務手当等は公費で負担します。
- ⑦ 派遣終了後に、感染者等の介護をされた方で、希望があればPCR検査を実施します。

3 派遣の流れ

制度の流れは下記の通りです。

- ① 派遣協力施設登録 派遣が可能と考える施設は別紙「派遣協力施設名簿登録書」を県(高齢者福祉課)に提出する
- ② 施設名簿作成 県は「派遣協力施設名簿」を作成する
- ③ 派遣要請 クラスターが発生し介護職等の派遣を希望する施設は、県に連絡する
- ④ 派遣調整依頼 県は希望に応じて派遣内容を検討し、島根県社会福祉協議会に派遣調整を依頼する
- ⑤ 派遣調整 島根県社会福祉協議会は県が作成した「派遣協力施設名簿」をもとに派遣の調整をする
- ⑥ 派遣の実施 派遣元施設職員は派遣先施設でサービスを提供する
- ⑦ 派遣に係る支払い 県は要綱に基づき所定の経費を派遣先、派遣元に支払う

4. 実際の派遣に当たって

派遣協力施設に登録すれば必ず要請時に派遣しないといけないということではありません。実際の派遣に当たっては個別に相談させていただきます。